

# 検証・浦和電車区事件の真実 No. 14

民主化闘争情報 [号外] 2008年5月12日 発行 日本鉄道労働組合連合会 (JR連合)

## 第14回 JR東労組の職場支配による規律荒廃

会社の「小集団活動」用の部屋である「ミーティングルーム」は、事件当時、事実上の「分会事務所」としてJR東労組浦和電車区分会によって占拠されていた。

### 組合事務所と化していたミーティングルームの惨状

国鉄末期に組合活動に名を借りた数々の所業を看過したことが職場荒廃を招いた反省から、JR各社は、規律ある職場づくりに努めてきたはずである。JR東日本でも、組合が会社施設を使用する場合は、労働協約に基づき、「許可願」に必要事項を記入して箇所長の承認を受ける定めになっている。しかしJR東労組は、ルールを無視して浦和電車区の「ミーティングルーム」を事実上の組合事務所として占有し、会社もこれを黙認していた。これは労働協約違反であるうえ、特定組合にのみ便宜を図る「不当労働行為」に他ならない。

「ミーティングルーム」の書棚やロッカーは、小集団活動に関する書籍やビデオなどもあったが、大半は、組合の書籍、書類、ビラ、フロッピーディスクなどで占拠され、壁にはビラや分会役員の勤務表などが貼られていたほか、ホワイトボードは組合の行事予定表と化していた。室内には電話、パソコン、ワープロ、コピー機、冷蔵庫が配備されており、分会役員らが使用していた。「常駐体制」と称して、役員が寝泊りすることもあったという。

### 会社も把握していた職場荒廃の実態

こうした状態を会社が知らないはずはなかった。1999年4月～5月、東京支社運輸車両部は職場の実態把握を行ったが、その会社文書では、職場管理上の問題点として24項目にわたり不適切な事象が指摘されている。中には安全に直結する事象もある。また、「特に重点的な取り組みが必要と思われる以下の職場については、...(後略)」として、松戸車掌区、池袋運転区とともに、浦和電車区を挙げ、規律の是正に取り組む方針を示している。つまり事件の1年以上前に、会社は浦和電車区の職場荒廃の実態を把握していたが、それにも関わらず、組合の職場支配が続いてきたのである。JR東労組の職場支配は、社員の信頼関係を崩壊させ、国鉄末期を彷彿させる深刻な職場荒廃を招いていた。(次号に続く)

[職場状況把握に伴う内容項目 (抄、1999年8月18日付・東京支社運輸車両部文書より)]

調査項目	項目別状況把握
小集団事務室の組合事務室化	分会の事務所として数箇所で使用している
勤務時間中の組合活動について	詰所内で撤布、寄せ書き、署名を行っている
頭髪・服装の乱れについて	長髪、茶髪、髭等の社員が数箇所にいる(指導するが聞き入れず)
基本動作について	添乗時にも基本動作を行わない社員がいる(信号喚呼、停止位置確認等)。きちんと声を出している社員は少ない
勤務時間中支部への出入りについて	制服姿で区所構内及び駅構内にある支部へ出入りする社員が一部見受けられる